

二十三 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(評価損等の配賦)</p> <p>16-3-17 次に掲げる金額は、国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国外事業所等に属する資産について<u>法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた損失の額（補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。）</u></p> <p>(2) 国外事業所等に係る<u>外貨建資産等（法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等をいう。）</u>について生じた為替差損益の額</p> <p>(3) 国外事業所等に属する金銭債権について生じた貸倒損失の額</p> <p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>16-3-30 所得率を計算する場合において、引当金勘定又は準備金勘定の取崩しによる益金算入額、法第48条《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入》の規定による特別勘定の益金算入額、<u>措置法第65条の7第4項《特定資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による買換資産を事業の用に供しない場合の益金算入額等の内部取引に関する益金算入額並びに会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え及び令第24条各号《資産の評価益の計上ができる評価換え》に掲げる資産の評価換えによる益金の額は、規則第29条第1項又は第2項《総収入金額の合計額に相当する金額の計算》に定めるものを除き、総収入金額に算入しない。</u></p>	<p>(評価損等の配賦)</p> <p>16-3-17 次に掲げる金額は、国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国外事業所等に属する資産について評価換えをしたことにより生じた損失の額（補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。）</p> <p>(2) 国外事業所等に係る<u>外貨建債権債務</u>について生じた為替差損益（<u>換算差損益を含む。</u>）の額</p> <p>(3) 国外事業所等に属する金銭債権について生じた貸倒損失の額</p> <p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>16-3-30 所得率を計算する場合において、引当金勘定又は準備金勘定の取崩しによる益金算入額、法第48条《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入》の規定による特別勘定の益金算入額<u>及び措置法第65条の7第4項《特定資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、規則第29条第1項又は第2項《総収入金額の合計額に相当する金額の計算》に定めるものを除き、総収入金額に算入しない。</u></p>

(外国法人税の換算)

16-3-49 法第69条《外国税額の控除》の規定を適用する場合の外国法人税の額については、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる外国為替の売買相場(13の2-1-3《多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算》の適用を受ける場合の相場を含む。以下16-3-49において「為替相場」という。)により換算した円換算額による。

(1) 源泉徴収に係る外国法人税((3)に該当するものを除く。) 次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる為替相場

イ 利子、配当等を収益に計上すべき日の属する事業年度終了の日までに当該利子、配当等に対して課された外国法人税(次のロに該当するものを除く。)は、当該利子、配当等の額の換算に適用する為替相場(一の計算期間に係る利子を2以上の事業年度にわたって収益に計上する場合には、当該2以上の事業年度のうちその外国法人税を課された日の属する事業年度に係る利子の額の換算に適用する為替相場)

ロ 利子、配当等に課された外国法人税でその課された日の属する事業年度において費用(仮払経理を含む。以下16-3-49において同じ。)の額として計上するものは、その費用の額の換算に適用する為替相場

(2) 国内から送金する外国法人税((3)に該当するものを除く。) その納付すべきことが確定した日の属する事業年度において外貨建ての取引に係る費用の額として計上する金額の換算に適用する為替相場

(3) 国外事業所等において納付する外国法人税 その納付すべきことが確定した日の属する事業年度の本店支店合併損益計算書の作成の基準とする為替相場

(4) 外国子会社の配当等の額に係る事業年度の所得に対して課される外国法

(外国法人税の換算)

16-3-49 法第69条《外国税額の控除》の規定を適用する場合の外国法人税の額については、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる外国為替の売買相場(以下16-3-49において「為替相場」という。)により換算した円換算額による。

(1) 源泉徴収に係る外国法人税((3)に該当するものを除く。) 次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる為替相場

イ 利子、配当等を収益に計上すべき日の属する事業年度終了の日までに当該利子、配当等に対して課された外国法人税については、当該利子、配当等の額の換算に適用した為替相場(利子について、一の計算期間に係る利子を2以上の事業年度にわたって収益に計上する場合には、当該2以上の事業年度のうちその外国法人税を課された日の属する事業年度に係る利子の額の換算に適用した為替相場)

ロ 利子、配当等を収益に計上すべき日の属する事業年度終了の日後に当該利子、配当等に対して課された外国法人税については、その課された日の属する事業年度において外貨建ての取引に係る費用の額の換算に適用する為替相場

(2) 国内から送金する外国法人税((3)に該当するものを除く。) その納付すべきことが確定した日の属する事業年度において外貨建ての取引に係る費用の額の換算に適用する為替相場。ただし、その送金が著しく遅延して行われる場合を除き、その送金の日の電信売相場(13の2-1-7《取得時換算法》の(2)のロに定める電信売相場をいう。)によることができる。

(3) 国外事業所等において納付する外国法人税 その納付すべきことが確定した日の属する事業年度の本店支店合併損益計算書の作成の基準とした為替相場

(4) 外国子会社の配当等の額に係る事業年度の所得に対して課される外国法

改 正 後	改 正 前
<p>人税のうち当該外国子会社に係る内国法人が納付したとみなされるもの次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる為替相場</p> <p>イ 外国子会社からの配当等を受ける日の属する当該内国法人の事業年度終了の日までに当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該内国法人が納付したとみなされる部分の金額については、当該配当等の額の換算に適用する為替相場</p> <p>ロ 同日後に当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該内国法人が納付したとみなされる部分の金額については、その課された日の属する当該内国法人の事業年度終了の日の電信売買相場の仲値（対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値をいう。以下16-3-51において同じ。）。ただし、継続適用を条件として、イの為替相場によることができる。</p> <p>(注)</p> <p>(5)</p> <p>(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)</p> <p>16-3-51</p> <p>(注)13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》等.....</p>	<p>人税のうち当該外国子会社に係る内国法人が納付したとみなされるもの次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる為替相場</p> <p>イ 外国子会社からの配当等を受ける日の属する当該内国法人の事業年度終了の日までに当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該内国法人が納付したとみなされる部分の金額については、当該配当等の額の換算に適用した為替相場</p> <p>ロ 同日後に当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該内国法人が納付したとみなされる部分の金額については、その課された日の属する当該内国法人の事業年度終了の日の電信売買相場の仲値（13の2-1-7の(2)のロに定める電信売買相場の仲値をいう。以下16-3-51において同じ。）。ただし、継続適用を条件として、イの為替相場によることができる。</p> <p>(注)</p> <p>(5)</p> <p>(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)</p> <p>16-3-51</p> <p>(注)13の2-2-1《収益、費用等の換算》.....</p>